新北海道健康増進計画「すこやか北海道２１」と南渡島圏域健康づくり事業行動計画

新北海道健康増進計画「すこやか北海道21」

□ 計画の根拠、位置づけ
・健康増進法第8条第1項　・北海道保健医療福祉計画の個別計画

□ 計画の期間
平成25年度～平成34年度（10年間）

□ めざす姿
高齢化の進展及び疾病構造の変化等を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により「健康寿命」の延伸を目指します。
道民の健やかな暮らしえを支える良好な社会環境を構築することにより、「健康格差の縮小」を目指し、道民の健康増進 を推進します。

4つの基本方向、14の領域、74項目の指標

- Ⅰ 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹 → ①がん ②循環器疾患 ③糖尿病
- Ⅱ 社会生活を営むために必要な機能の維持 → ⑤こころの健康 ⑥次世代の健康 ⑦高齢者の健康
- Ⅲ 健康を支え、守るための社会環境の整備 → ⑧健康を支え、守るための社会環境の整備
- Ⅳ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善 → ⑨栄養・食生活 ⑩身体活動・運動 ⑪休養 ⑫喫煙 ⑬飲酒

74項目の指標値

（がんの死亡者数の減少や肥満者の割合の低下等）

南渡島圏域健康づくり事業行動計画

○ 位置づけ
新北海道健康増進計画「すこやか北海道２１」のめざす姿を達成するため、

○ 指標値

○ 計画の期間

○ 取組みの方針

1　健康づくりに関する取組みに地域間格差がないよう全体の底上げを目指します。

2　地域ぐるみの健康づくり運動を推進する体制づくりを支援します。

3　若い世代からの正しい生活習慣の習得につながる取組みを推進します。

4　住民が健康に関心を持ち、主体的に取り組めるよう支援します。

○ 行動計画の内容

新北海道健康増進計画における4つの基本方向及び14の領域別に具体的取組みを定めるとともに毎年度、実績と計画を評価し、進捗管理を行う。